

様式第5号(第5条関係)

令和2年 2月10日

磐田市議会議長 寺田 幹根 様

会派名 社民・明るい暮らしの会
代表者 虫生 時彦

会派視察研修等報告書

会派視察研修等の結果について、磐田市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

期 間	令和2年 1月29日(水)～ 2年 1月29日(水) 1日間
視察先 研修会	日 程 地方議員研究会主催 東京都中央区八重洲1-2-16 T Gビル本館 (TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター) 令和2年1月29日(木) 10時～1月29日(木) 19時30分
参 加 議 員	虫生 時彦
調 査 事 項	<ul style="list-style-type: none">・内容：議員が知っておくべき財政の話（基礎編1・2）・期間：令和2年 1月29日(水)～1月29日(水)・会場：TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター・講師：程岡 俊和（大阪府寝屋川市役所 監査事務局） <ol style="list-style-type: none">1. 議員が知っておくべき財政の話 基礎編1.2<ul style="list-style-type: none">・財政の基本的知識と用語の解説・歳入・歳出、科目別予算のあらまし・役所の予算編成から決算まで（当初予算、補正予算、決算）・事業の着眼点と事業の評価2. 議員が知っておくべき財政の話 基礎編2<ul style="list-style-type: none">・地方交付税制度の徹底解説・臨時財政対策債のカラクリと議会答弁の真実・市債と基準財政需要額の関係を事例で開設・予算化されやすい予算要望とは
調 査 内 容 考 察	別紙のとおり

(注) 視察研修の調査内容及び考察は、視察先ごとに詳細に記入する。
調査事項等に係る資料等を添付する。



会派視察研修等報告書

- 予算・決算の審議に関わる研修について以下の講義を受講した。

【調査内容】

1. 決算の分析と決算統計

予算執行状況は財政の健全性のバロメーターである。

自治体の健康度はどうか。

2. 財政状況を表す指標

収支の均衡

形式収支 = 岁入決算額 - 岁出決算額

実質収支 = 形式収支 - 翌年度繰越すべき財源 (純剰余金、純損失)

単年度収支 = 当該年度実質収支 - 前年度実質収支

実質単年度収支 = 単年度収支 + 基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 基金取崩額

財政の弾力化

経常収支比率 (人件費、扶助費、公債費)

義務的支出の割合・自由使途の割合

長期的安定が図られているか。

公債費 (借金返済・実質公債費比率) はどうか。

健全化指標

健全化4指標

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率 = 全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率 = 一般会計等の負債の標準財政規模に対する比率

将来負担比率 = 一般会計等が将来負担すべき実質負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率 = 公営企業ごとの資金不足額が事業の規模に対しての指標

3. 議会と監査

長は毎年度健全化4指標と公営企業の資金不足比率を議会に報告する。

監査委員の審査と意見を付して市民に公表する。

数値の真実性監査の議会の役割は健全化法を支える重要な柱である。

4. 事業の着眼点と事業の評価

疑問点や問題点の洗い出し

予算査定の着眼点 (議会の質疑と同じ目線か) としているか。

義務的経費化はどうか。

予算編成方針と合致しているか。

市民の要望は多いのか。

事業の財源はどうか。

積算根拠なしに査定はできない。

- 予算・決算を審議する上で下記の項目を当市の財政にあてはめる。

【考察】

1. 財務運用

- ① 財政運用の民主化されているか
- ② 住民意思が反映されているか
- ③ 財務運営が監視されているか

2. 予算の原則

- ① 民主的で明確化か
- ② 総計予算主義の原則

一切の歳入歳出予算を計上することにより、実態が容易に把握できる。

予算の全体が明らかになる。

予算執行上の責任を明瞭になる。

総計予算主義の例外

一時借入金の収支

余剰金を基金に編入する場合の収支

基金の管理上の収支

③ 単一予算主義の原則

歳入歳出を包括し、予算の調整は年度に一回

単一予算の例外

用地取得特別会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、
上水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計などの公営企業会計

④ 予算統一の原則

歳入歳出予算の款項区分は総務省令で定める様式を基準としているか

⑤ 予算事前議決の原則

市町村は年度開始20日までに議会に提出（地方自治法）

予算事前議決の例外

法令により負担する経費等に関する長の原案執行権

長の先決処分

特別会計の弾力条項

⑥ 会計年度独立の原則

会計年度で支出する経費の財源はその年度の収入をもって充てる（期間的限定性）

例外的緩和措置

継続費の過次繰越

繰越明許費

事故繰越

過年度収入及び過年度支出

歳計剩余金の繰越

翌年度歳入の繰上充用

⑦ 予算公開の原則

税の使途、住民に還元、積極的公表されているか

予算要領の公表

- 今後の予算・決算審議する上で非常に参考となる研修会であった。